

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

公益財団法人神戸国際医療交流財団

令和4年3月23日制定

公益財団法人神戸国際医療交流財団(以下、当財団という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(令和3年2月1日改正)に基づき、不正な対応を行った業者に対する処分方針を以下の通り定める

1. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分

不正な取引に関与した業者は、1ヵ月以上12ヵ月以内の取引停止処分とする。ただし、即時の取引停止により当財団の業務活動に著しく影響がある場合には、一定期間を経た後に、取引停止処分とすることができる。

2. 不正な取引に関与した業者への取引停止等の決定

不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分は、責任者が状況調査のうえ合理的な判断により決定する。

3. 不正対策に関する方針

不正対策に関する方針を以下のように定める。

- ・不正を事前に防止するため、競争的資金の使用ルールやそれに伴う責任を理解させるためのコンプライアンス教育を、関係する当財団のすべての研究員・職員等を実施する。
- ・文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守し、不正防止対策を継続的に改善する。

4. 不正対策に関するルール

不正対策に関するルールを以下のように定める。

- ・不正な取引に関与した業者への取引停止を行う。
- ・取引業者に対し、不正対策を周知徹底する。
- ・不正防止のため、取引業者に対し、不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

5. 取引業者への不正対策の周知について

取引業者への不正対策の周知について、以下のように定める。

① 周知内容

- ・ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針
- ・ 不正対策に関する方針
- ・ 不正対策に関するルール

② 周知方法

- ・ 当財団のホームページに掲載

③ 周知する時期および回数

- ・ 当協財団のホームページに常時掲載
- ・ 内容に変更があった場合は、速やかに更新する。